



空家の解体支援・活用支援助成事業

町では、生活環境の保全や移住・定住促進のため、空家などの有効活用に取り組むとともに、町内事業者の支援を目的として空家に関する助成を行っています。

注意事項

- ・募集は4月30日(木)まで!
- ・居住または使用しているものは対象になりません。
- ・交付決定前に施工者と工事請負契約及び工事に着手していないこと。
- ・制度には他にも条件がありますので、詳しくはお問合せください。

長沼町特定空家等解体支援助成事業

募集件数	1件 ※ 募集件数を超えた場合、老朽化による建物の倒壊や道路・隣地に建築部材の飛散のおそれがある危険な空家で、緊急性の高いものから助成します。
助成額	解体工事費用の2/5(限度額:50万円)
要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定空家等と認定されたもの ◆ 所有者、相続人及び権利者が複数いる場合、全員の同意を得ているものであること ◆ 解体事業者が、解体工事に係る許可または登録を受けている町内事業者であること ◆ 周辺に危険を及ぼす空家であること

特定空家等とは?

空家法では、次の状態にある空家等が特定空家等とされています。

- ・倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

長沼町空家活用支援助成事業

募集件数	1件 ※ 募集件数を超えた場合、抽選により交付予定者を決定します。
助成額	工事費用の2/5(限度額:60万円)
要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 移住者、転入者であること ◆ 申請時に売買契約締結後3年以内で、6か月以上居住していない築5年以上の空家(住宅または併用住宅)であること ◆ 50万円以上の工事であること ◆ 町内事業者が改修工事または修繕工事を行うこと

長沼町既存借上型町営住宅の賃貸借契約を希望する事業者募集

町では、民間事業者が整備した集合住宅を借り上げて、町営住宅として活用する制度を実施しています。事業者と町が集合住宅の賃貸借契約を締結し、一定期間借り上げて入居者に転貸し、借上げ期間終了後は入居者に退去いただいたうえで当該住宅を事業者に戻す制度です。

事業者 ※全ての要件に該当する方	①町内に居住する個人または町に本店を有する法人 ②契約期間中(10年間)、借上町営住宅の維持管理能力を有する者 ※ この他にも様々な要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。
住宅の基準	構造 耐火構造または準耐火構造、もしくはその他の構造(木造) 階数など 平屋または2階建てで1棟4戸以上 ※ エレベーターがある住宅を除き、2階建ての場合は、1階部分のみ借り上げ 住戸タイプ 1LDK 住戸面積 1階35~65㎡(1LDKは45㎡を上限とする)
申請期間	4月10日(金)~6月30日(火) ※ 申請前に事前協議をして、採択可能性の確認を行います。 ※ 申請がない場合、募集戸数に達するまでまたは令和9年3月までの間、随時募集します。
借上期間	10年間 ※ 期間終了後、町と事業者が協議のうえ、さらに10年間契約を延長する場合があります。
募集戸数	6戸

子育て世帯定住促進家賃助成事業

町では、人口減少対策の一環として、町外からの転入者増加を基本目標の1つに掲げており、移住促進の施策として、町外から町内の民間賃貸住宅に移り住む子育て世帯の方の家賃を一部助成します。申請書などは、役場建築係の窓口で配布するほか、ホームページでも取得できます。

対象者	次の要件をすべて満たす方 ◆ 令和7年1月1日以降に町外から転入した方 ◆ 正職員として就業する方が子*を扶養し、年度末まで同居する見込みの世帯 ◆ 民間賃貸住宅(町営住宅・社宅・寮・三親等以内の親族が所有する住宅を除く)に居住する方 など ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方をいいます。
対象住宅	最低居住面積水準・耐震性を有する住宅
助成額	家賃から住居手当などで補填される額を差し引いた額(月額の上限は12,000円)
助成期間	最大3年間(最初の助成対象月から36か月) ※ 助成は年度ごとに行い、今年度の申請では令和9年3月分までの家賃を助成します。翌年度以降も助成を希望する場合は再度の申請が必要です。
申請期限	令和9年1月29日(金)まで ※ 申請した月以降の家賃に対しての助成となります。

住宅リフォーム総合支援助成事業

安心して住み続けられる住まいづくりと、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化、移住定住の促進及び良質な住宅ストック形成のため、住宅リフォーム費用の一部を助成します。

対象業者	町内に事業所・営業所を持つ法人、町内で営業している個人事業者
対象住宅 申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町内の専用・併用住宅(店舗併用住宅の住宅部分を含み、アパートは除く)で所有者自ら居住または居住予定の住宅で、住宅の所有者本人が申請者となること ◆ 着工時において、新築後5年を経過していること ◆ 助成金の交付決定前に住宅リフォームに契約・着手していないこと ◆ 令和9年1月29日(金)までに実績報告書を提出できること ◆ 住宅のリフォームで、工事費の合計が30万円以上のもの など
助成額	住宅リフォームに要した費用の10~20%(限度額:30~50万円)
申請期間	4月10日(金)~ ※ 予算額に達し次第締め切ります。
助成対象外	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築工事 ◆ 外構に係る融雪設備、散策路、庭、塀などの工事 ◆ 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品(後付照明、備え置きコンロ、ストーブ(F F式含む)窓用エアコン、家具、カーテン、置敷き絨毯など)の設置に要した費用 ◆ その他の奨励金、助成金、補助金などの交付を受けた工事に要した費用

空家の適切な管理をお願いします

適切な管理が行われず放置された空家は、倒壊の危険性やごみの不法投棄、衛生上の問題発生、非行の温床、防火性の低下など周囲に様々な悪影響を及ぼす可能性があります。

空家が原因で周囲の家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

空家を所有している方は、周辺の方が快適に生活できるよう、建物の適切な管理をお願いします。